**平成２５年（フ）第５５８６号**
大阪府寝屋川市葛原１丁目23番31号
債務者　林　和歌子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６０１６号**
大阪府茨木市西河原２丁目９番８号
債務者　下辻　敏裕
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６０８８号**
大阪市天王寺区烏ケ辻１丁目３番２―401号
債務者　横山　正幸
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第６０８９号**
大阪府茨木市春日１丁目９番32号
債務者　お食事処みのちゃんこと　花岡　　稔
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２号**
大阪府寝屋川市緑町33番21号
債務者　加賀城孝久
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３号**
大阪府寝屋川市緑町33番21号
債務者　加賀城みどり
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第８７号**
大阪府大東市諸福６丁目３番３号
債務者　山興こと　山中　一義
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第９５号**
大阪府東大阪市松原１丁目24番15号　小枝マンション105号
債務者　渡邊　貴昌
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１４３号**
大阪市都島区中野町１丁目３番８号　弥生マンション611号
債務者　牧　　哲子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２３９号**
大阪市西成区千本南１丁目18番10号　レオパレスＴＡＢＡＴＡパーク　104号
債務者　澤野こと　金　　淑子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２５３号**
大阪市此花区島屋２丁目３番６号　藤川ビル302
債務者　大槻　雄一
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２７２号**
大阪市東淀川区豊新１丁目17番14号エトワール豊新302号、前住所大阪市北区本庄東３丁目８番３―203号
債務者　小林由佳利
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３１０号**
大阪府豊中市上新田１丁目３番21―203号
債務者　中居　幸男
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３１１号**
大阪府豊中市上新田１丁目３番21―203号
債務者　中居美代子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３２５号**
大阪府枚方市三栗２丁目18番６号
債務者　前田　節子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３３１号**
大阪市西淀川区竹島３丁目８番２号
債務者　山田　和子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３６１号**
大阪府高槻市津之江町２丁目13番15号
債務者　関﨑　秀樹（旧姓坂東）
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３７１号**
大阪府吹田市高野台４丁目４番Ｂ92―302号
債務者　赤瀬　恵子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部